

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 27(許)15	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	仮処分決定取消及び仮処分命令申立て却下決定に対する保全抗告棄却決定に対する許可抗告事件	原審事件番号	平成 27(ラ)335
裁判年月日	平成 28 年 3 月 18 日	原審裁判年月日	平成 27 年 4 月 17 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 70 巻 3 号 937 頁		

判示事項	建物の区分所有等に関する法律 5 9 条 1 項に規定する競売を請求する権利を被保全権利として民事保全法上の処分禁止の仮処分を申し立てることの可否
裁判要旨	建物の区分所有等に関する法律 5 9 条 1 項に規定する競売を請求する権利を被保全権利として、民事保全法 5 3 条又は 5 5 条に規定する方法により仮処分の執行を行う処分禁止の仮処分を申し立てることはできない。

全 文	
主 文	<p>本件抗告を棄却する。</p> <p>抗告費用は抗告人の負担とする。</p>
理 由	<p>抗告代理人黒須雅大、同川坂明史の抗告理由について</p> <p>1 建物の区分所有等に関する法律 5 9 条 1 項に規定する競売を請求する権利を被保全権利として、民事保全法 5 3 条又は 5 5 条に規定する方法により仮処分の執行を行う処分禁止の仮処分を申し立てることはできないものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。</p> <p>民事保全法 5 3 条は同条 1 項に規定する登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行方法について、同法 5 5 条は建物の取去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するためのその建物の処分禁止の仮処分の執行方法についてそれぞれ規定しているところ、建物の区分所有等に関する法律 5 9 条 1 項の規定に基づき区分所有権及び敷地利用権の競売を請求する権利は、民事保全法 5 3 条又は 5 5 条に規定する上記の各請求権であるとはいえない。上記の競売を請求する権利は、特定の区分所有者が、区分所有者の共同の利益に反する行為をし、又はその行為をするおそれがあることを原因として、区分所有者の共同生活の維持を図るため、他の区分所有者等において、当該行為に係る区分所有者の区分所有権等を競売により強制的に処分させ、もって当該区分所有者を区分所有関係から排除しようとする趣旨のものである。このことからしても、当該区分所有者が任意にその区分所有権等を処分することは、上記趣旨に反するものとはいえず、これを禁止することは相当でない。</p> <p>2 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。</p> <p>よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。</p> <p>(裁判長裁判官 小貫芳信 裁判官 千葉勝美 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸)</p>

※参考：ジュリスト 1505 号 148 頁